



しぶや青色

令和6年 11月号 第627号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

お済みですか？ 消費税の届出！

◎ 消費税課税事業者届出書について

令和5年分の課税売上高が1,000万円を超える場合は、令和7年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書等の提出が必要になります。

また、令和5年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和6年1月1日から令和6年6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えているなどにより、令和7年分において消費税の課税事業者となる場合があります。

新たに消費税の課税事業者に該当される場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎ 簡易課税制度選択届出書について

令和5年分の課税売上高が5,000万円以下の場合は令和7年分について簡易課税制度を選択することができます。

令和7年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず、令和6年12月31日（郵便消印有効）までに提出してください。

◎ 東京国税局（業務センター）から「御存知ですか・消費税の届出！」という文書が郵送されたとき、**早急に文書に記載の対応を取ってください。**

◎ インボイス発行事業者について

すでに課税事業者の方、インボイス発行事業者登録をして課税事業者になった方、また消費税の計算方法によっても対応が違う場合があります。取引先に請求書や領収証を発行する、また取引先からもらう場合など、記帳の仕方や保存など多岐にわたって注意が必要となります。申告時期に慌てないように、事前のチェック・指導を受けてください。

年内の事務局での指導は全て予約制となります。

03-3463-7043事務局まで、お早めにお申し込みください。

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

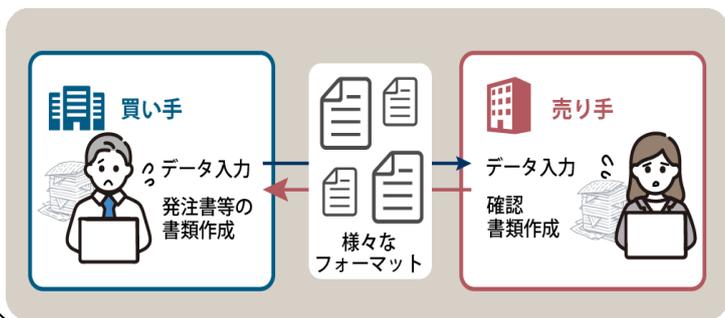
11月2日(土)、3日(日): 渋谷区くみんの広場(代々木公園)
 11月3日(日): 文化の日
 11月11日(月): 10月分源泉所得税納付(毎月納付の方)
 11月14日(木): 納税表彰式(国税関係)
 11月15日(金): 令和6年分の所得税の予定納税の減額承認申請(2期分のみ)
 ※申請期間は11月1日(金)から約2週間となります。申請希望の方は、事務局までご相談ください。
 11月19日(火): 渋谷税務署長講演会
 11月20日(水): 税理士による「無料相談会」
 11月27日(水): 税を考える週間「相続税」講習会

【 税務署からのお知らせ 】

国税庁では、事業者のデジタル化促進に取り組んでいます

事業者の方の経済取引や業務をデジタル化することにより、日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が実現し、生産性の向上・経営の高度化が期待されています。デジタル化による一貫した事務処理のイメージをご紹介します。

【紙による事務処理の場合】

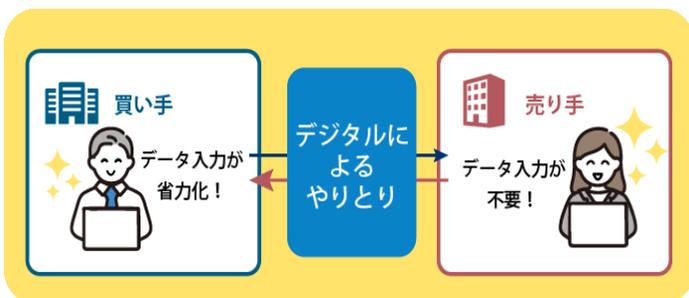


(デメリット)

- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生



【デジタル化による一貫した事務処理が実現した場合】



(メリット)

- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放
- ・ミスが減って業務がスピードアップ
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ
- ・書類の保存コストが減少



デジタル化のためには、スキャナ保存やスマホ保存によるAI-OCR機能やデジタルインボイスに対応した製品の利活用が効果的です！

国税庁の「事業者のデジタル化促進」について詳しくはこちら ⇒



年払い・半年払いで

今年の所得控除に間に合います！

＊小規模企業共済制度のご案内＊

- ★ 小規模企業共済とは・・・ 個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。
（不動産所得のみの方は事業的規模が必要です）
 - ★ 共済掛金は・・・ 月額1,000円～70,000円（500円単位）で加入後の変更も可能
半年払い、年払いOK！
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。
 - ★ 共済金の受取りは・・・ 個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員の退任、死亡、老齢給付等
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得（公的年金等）です。受取るときも節税のメリットがあります。
- ※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

【 都税事務所からのお知らせ 】

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、12月2日（月）までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、11月10日（日）までにお申込みいただくと、個人事業税第2期分からの口座振替が可能です。



おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ



クレジットカード

地方税お支払サイトから納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ページーにて納税ができます。



他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



* 12月の税務相談日 *

～ 当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい ～



<日 時> 12月18日(水) 午前10時～午後3時 (お一人約1時間を予定)

<場 所> (一社) 渋谷青色申告会館 費用 無料

申込開始は12月2日(月)より受付ます。

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL: 03(3463)7043 URL: <http://www.428airo.jp/>

マイナンバーカードのパスワードについて

●電子申告(e-Tax)を行う際に必要な番号について

青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、電子申告による申告又は電子帳簿保存の申請が必須です。

ご自身のマイナンバーカードで電子申告を行う場合に必要なパスワードです。

求められている番号が不明の場合にはe-Taxによる確定申告が行えませんのでご注意ください。

読み取り対象	文字数	ロック数	e-Taxでの使用用途
署名用電子証明	英数字6文字以上16文字以下	5回連続でロック	初回利用開始時の本人確認、申告等データに電子署名を行う
利用者証明用電子証明	数字4桁	3回連続でロック	e-Taxへのログイン
券面事項入力補助	数字4桁	3回連続でロック	利用開始時に氏名・住所・生年月日・性別を読み取る

渋谷青色申告会にてマイナンバーが記載された申告書類等をお預かりする場合には、特定個人情報保護の観点から所定の委託契約書(同意書)にご記入いただいております。

●年末調整について

納期の特例による「年末調整」業務は、予約なしで行います。

12月の給与・賞与の金額が決定したら、必要書類等を準備し、事務局へお越してください。

納期の特例7～12月分の納期限は来年1月20日(月)です。

- 必要書類
- ・給与所得者の支給給与、賞与金額と扶養者情報
 - ・給与所得者の加入保険情報・・・控除証明書等
 - ・令和6年中途採用者の前職の源泉徴収票
 - ・お手持ちの納付書(所得税徴収高計算書)

医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除は年末調整はできません、個々に確定申告をしてください。